

大和市小児医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第22号

大和市小児医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則

(大和市小児医療費助成条例施行規則の一部改正)

第1条 大和市小児医療費助成条例施行規則（平成7年大和市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを削り、第6条を第3条とする。

第7条第4項中「申請書を受理した」を「規定による申請を受けた」に改め、「決定し、」の次に「助成を行うときは」を、「より」の次に「、助成を行わないときは小児医療費助成不支給決定通知書により」を加え、同条を第4条とする。

第8条第1項第2号を次のように改める。

(2) 当該年（当該小児の誕生日が1月1日から6月30日までの間にある場合は、当該年の前年。以下この号において同じ。）の前年の所得の状況を証する書類その他の市長が必要と認める書類（当該年の1月1日時点において本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、市長が必要と認めるものに限る。）

第8条第2項中「があった場合において」を「を受けたときは、その内容を審査し」に、「第3条」を「第3条第1項」に、「対象者と決定した」を「対象者の要件（次条において「対象者の要件」という。）を満たすと認めた」に、「同条に規定する対象者でないと決定した」を「満たさないと認めた」に改め、同条を第5条とする。

第9条の見出し中「有効期限」の次に「等」を加え、同条第2項中「児童」を「小児」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第6条とする。

3 市長は、医療証（前項に規定する医療証を除く。）の有効期限までの期間が1月未満となったときは、対象者が引き続き対象者の要件を満たすか否かを公簿により審査し、満たすと認めたときは新たな有効期限を定めた医療証を当該対象者に交付するものとする。この場合において、当該対象者が前条第1項第2号に規定する者であるときは、当該対象者は、同号に掲げる書類を提出しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する新たな有効期限について準用する。

第10条を第7条とし、第11条から第15条までを3条ずつ繰り上げる。

別表中「第14条」を「第11条」に改め、同表第1号様式の項及び第2号様式の項中「第7条」を「第4条」に改め、同項の次に次のように加える。

第3号様式	小児医療費助成不支給決定通知書	第4条
-------	-----------------	-----

別表第3号様式の項中「第3号様式」を「第4号様式」に、「第8条」を「第5条」に改め、同表第4号様式の項中「第4号様式」を「第5号様式」に、「第8条から第12条」を「第5条から第9条」に改め、同表第5号様式の項中「第5号様式」を「第6号様式」に、「第8条」を「第5条」に改め、同表第6号様式の項中「第6号様式」を「第7号様式」に、「第10条」を「第7条」に改め、同表第7号様式の項中「第7号様式」を「第8号様式」に、「第12条」を「第9条」に改める。

第2条 大和市小児医療費助成条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市子ども医療費助成条例施行規則

第1条中「大和市小児医療費助成条例」を「大和市子ども医療費助成条例」に改める。

第4条第1項第1号中「小児」を「子ども」に改め、同条第2項中「小児医療費助成申請書」を「子ども医療費助成申請書」に改め、同条第4項中「小児医療費助成支給決定通知書」を「子ども医療費助成支給決定通知書」に、「小児医療費助成不支給決定通知書」を「子ども医療費助成不支給決定通知書」に改める。

第5条第1項中「小児医療費助成事業医療証交付申請書」を「子ども医療費助成事業医療証交付申請書」に改め、同項第1号中「小児」を「子ども（条例第3条第1項第3号に該当する場合にあっては、自身）」に改め、「場合」の次に「又は同号に該当する場合」を加え、同項第2号中「小児」を「子ども」に改め、同条第2項中「医療証」を「子ども医療証（以下「医療証」という。）」に、「小児医療証の交付に係る非該当通知」を「子ども医療証の交付に係る非該当通知」に改める。

第6条第1項中「小児」を「子ども」に改め、同条第2項中「中学校等の第3学年に在籍する小児」を「満18歳に達する日の属する年度にある子ども」に、「小児が満15歳に達する日以後の最初」を「年度」に改め、同項ただし書を削る。

第7条第1項中「小児医療費助成事業医療証再交付申請書」を「子ども医療費助成事業医療証再交付申請書」に改める。

第9条第1項中「小児医療費助成事業申請事項変更届」を「子ども医療費助成事業申請事項変更届」に改める。

別表様式の名称の欄を次のように改める。

様式の名称
子ども医療費助成申請書
子ども医療費助成支給決定通知書
子ども医療費助成不支給決定通知書
子ども医療費助成事業医療証交付申請書
子ども医療証
子ども医療証の交付に係る非該当通知
子ども医療費助成事業医療証再交付申請書
子ども医療費助成事業申請事項変更届

(大和市事務分掌規則の一部改正)

第3条 大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条 市民経済部市民課第24号中「小児医療費」を「子ども医療費」に、「医療証」を「子ども医療証」に改め、同条こども部こども総務課第9号中「小児医療費」を「子ども医療費」に改める。

第6条第1項第25号中「小児医療費」を「子ども医療費」に、「医療証」を「子ども医療証」に改める。

(大和市公印規則の一部改正)

第4条 大和市公印規則（平成18年大和市規則第94号）の一部を次のように改正する。

別表第1 職印の表用途の欄中「大和市小児医療費助成条例」を「大和市子ども医療費助成条例」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中、第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条から第4条までの規定は令和5年8月1日から施行する。

(大和市小児医療費助成条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大和市小児医療費助成条例施行規則の規定（同規則第6条の規定

を除く。)は、第1条の規定の施行の日以後に医療に関する給付を受ける場合の医療費の助成について適用し、同日前に医療に関する給付を受けた場合の医療費の助成については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の大和市子ども医療費助成条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、第2条の規定の施行の日以後に医療に関する給付を受ける場合の医療費の助成について適用し、同日前に医療に関する給付を受けた場合の医療費の助成については、なお従前の例による。

4 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の大和市小児医療費助成条例施行規則第8条第2項の規定により交付されている医療証は、新規則第5条第2項の規定により交付された子ども医療証とみなす。

5 第1条及び第2条の規定の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。